

重要事項説明書

様

相談支援センター こんぱす

TEL：0725-24-4745

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 76 条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）」第 5 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定計画相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを説明するものです。

1 指定計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 Compass of Life
代表者氏名	代表社員 平井 愛子
本社所在地 （連絡先）	大阪府泉大津市東雲町 9 番 5 3 号 0725-22-2929
法人設立年月日	2021 年 8 月 20 日

2 ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	相談支援センター こんぱす
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 障がい児 難病等対象者
和泉市指定 事業所番号	指定特定相談支援 2730500440 号（令和 4 年 11 月 1 日指定） 指定障がい児相談支援 2770500342 号（令和 4 年 11 月 1 日指定）
事業所所在地	大阪府和泉市和気町三丁目 5 番 5 5 号
連絡先 相談担当者名	電話：0725-24-4745 FAX：0725-24-2712 担当者：平井 愛子
事業所の通常の 事業実施地域	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、泉北郡忠岡町、堺市
事業所が行う 他の指定障がい 福祉サービス等	指定障がい児相談支援 (令和 4 年 11 月 1 日指定)

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	相談支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な相談支援の提供を確保することを目的とします。
運営方針	1. 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう心身の状況や環境等に応じて利用者等の選択に基づき、サービスを多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し行われるものとする。 2. 運営に当たっては、市町村、障がい福祉サービス事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。 3. 実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し常に利用者等の立場に立ち、障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏る事のないよう公正中立に行うものとする。 4. 前3項の他「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで（但し国民の祝日と 12/31～1/2 を除く）
営業時間	午前 9 時から午後 6 時まで

(4) 計画相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	月曜日から金曜日まで（但し国民の祝日と 12/31～1/2 を除く）
実施時間	午前 9 時から午後 6 時まで

(5) 事業所の職員体制

管理者	山本 拓哉	
	職 務 内 容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 人
相談支援専門員	【基本相談支援】障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【指定サービス利用支援】支給決定又は支給決定の変更前に利用者等と面接を行い、利用者又は家族の希望や状況等を把握しサービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整を行いサービス等利用計画を作成します。 【指定継続サービス利用支援】市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行いサービス等の利用状況を検証し計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。	常 勤 0 人 非常勤 1 人以上
職 事 務 員	計画相談支援給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1 人

3 提供する指定計画相談支援の内容

(1) サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4	サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案を利用者等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス等利用計画の交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2) 継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障がい者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

4 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

指定計画相談支援	利用者負担額は発生しません。※
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 公共交通機関を利用した場合・・・実費 事業者の自動車を使用した場合 ・・・事業所から片道 10 キロメートル未満 1000 円 事業所から片道 10 キロメートル以上 2000 円

※ 計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

5 交通費の支払い方法について

交通費の支払い方法について	交通費について計画相談支援を利用した月の翌月 15 日までに請求書をお届けします。指定計画相談支援実施の記録と内容を照合のうえ請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡し致しますので、必ず保管をお願いします。
---------------	---

※ 交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 平井 愛子 イ 連絡先電話番号 0725-24-4745 同 ファックス番号 0725-24-2712 ウ 受付日および受付時間 月～金曜日の 10 時～18 時
--	---

※ 担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	平井 愛子
-------------	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 虐待の未然防止、早期発見に繋げる為に関係機関へ連絡をします。
⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 指定計画相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

- ① 指定計画相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は利用者の状態に応じて必要な対応を行います。
- 連絡先：電話番号 0725-24-4745

（対応可能時間 9：00～18：00）

1 1 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：一般社団法人 全国訪問看護事業協会

保険名：居宅サービス・居宅介護支援事業者総合補償制度

保障の概要：身体障害・財物損壊、人格権侵害、経済的損害、
管理受託物、初期対応費用、被害者治療費等

1 2 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

1 3 記録の整備

(1) 利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

- 1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- 2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ・アセスメントの記録
 - ・サービス担当者会議等の記録
 - ・モニタリングの結果の記録

3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

4) 利用者からの苦情の内容等の記録

5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) これらの記録は指定計画相談支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1 4 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下とします。

- ① 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ② 管理者は、相談支援専門員に事実関係の確認を行う。
- ③ 相談担当者は、把握した状況をスタッフと検討を行い時下の対応を決定する。
- ④ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)
- ⑤ 相談及び苦情の内容について「相談苦情対応シート」を作成している。
- ⑥ 担当者が不在の場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いている。
- ⑦ 事業所において処理し得ない内容についても行政窓口等の関係機関の協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処する。
- ⑧ 「インシデントレポート」を作成管理し苦情が出ないように予防対策又は今後の対策に活用する。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所 在 地 和泉市和気町三丁目5番55号 電話番号 : 0725-24-4745 FAX : 0725-24-2712 受付時間 : 月曜日～金曜日 9 : 00～18 : 00 (国民の祝日、12/31～1/2 除く)
【市町村の窓口】 (利用者の給付決定市町村の障がい 福祉サービス担当部署の名称)	担当部署 : 泉大津市
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所 在 地 大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 2 階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日 (祝日等を除く) 午前 10 時～午後 4 時

1 5 指定計画相談支援の実施開始可能年月日

指定計画相談支援実施開始が可能な年月日	令和 7 年 5 月 27 日
---------------------	---------------------------

1 6 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 7 年 5 月 27 日
-----------------	---------------------------

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）」第 5 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	大阪府泉大津市東雲町 9 番 5 3 号	
	法 人 名	合同会社 Compass of Life	
	管理者名	山本 拓哉	印
	事 業 所 名	相談支援センター こんぱす	
	説明者氏名	山本 拓哉	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。(令和 7 年 5 月 27 日)

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

代 理 人	住 所	
	氏 名	印 (続柄 :)

必要時は下記に連絡することを同意します。

緊急連絡先

病院	
主治医	
電話番号	
家族	
氏名	
電話番号	
その他	
氏名	
電話番号	

